

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和6年10月16日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2400291号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2400053号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年12月30日から昭和64年1月1日まで

A社に勤務していた際の給与明細書を確認したところ、厚生年金保険料がトータルで22回控除されているにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者期間が21か月分になっている。12月末まで在籍していたはずなので、資格喪失日の記録を訂正し、被保険者期間について22か月に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された給与支給明細書によると、請求者は、A社の事業主により厚生年金保険料が22回控除されていたことが確認できる。

しかしながら、A社から提出された請求者に係る給与台帳の退社欄には「昭和63/12/29」と記載されているほか、同社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び厚生年金基金加入員資格喪失通知書の資格喪失年月日には、給与台帳の退社日の翌日の「昭和63年12月30日」と記載されている上、請求者から提出された年金支給義務承継通知(厚生年金基金連合会(当時)が、B厚生年金基金の請求者に係る支給義務を承継した際に発行された通知)においても同様の記載となっており、オンライン記録と符合している。

また、A社は、請求期間当時の請求者に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失の取扱いについて、提出した資料以外に資料が見当たらず、具体的な取扱いなどについては不明の旨陳述している。

さらに、労働局から提出された雇用保険の加入記録により、離職日の記録が、上述の厚生年金保険の記録と符合していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間におけるA社での勤務又は在籍について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間

にA社に係る厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2400295号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2400054号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成11年4月1日から平成19年3月1日まで

私は、A社からB社の関連事業所に派遣され、1日8時間、週に5日勤務していたにもかかわらず、請求期間の厚生年金保険の記録が確認できないのはおかしいので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された定期健康診断結果表、請求者が派遣先事業所であるB社の関連事業所において一緒に勤務していたとする者の回答及びA社の事業主の回答により、請求者が請求期間のうち少なくとも平成12年4月頃から平成19年2月まで、A社における派遣社員として派遣先事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社の事業主は、請求者の同社における退職年月日は確認できるものの、請求期間に係る勤務実態、給与の支払状況等を確認できる資料は保管期間経過のため確認できない旨回答している。

また、A社に係るオンライン記録によると、請求期間において厚生年金保険の被保険者資格を取得している者の中に請求者の氏名は確認できない上、社会保険オンラインシステムにより氏名検索を行ったが、請求者が請求期間に同社において厚生年金保険の被保険者となっていたことを確認できる記録はない。

なお、C市は、請求期間において、請求者は同市の国民健康保険に加入していた記録がある旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されてい

たことを認めることはできない。